

部活動運営方針

令和 8 年 4 月 1 日
吉野ヶ里町立東脊振中学校

1 方針策定の趣旨

東脊振中学校の方針は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）並びに県の「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」と町の「運動部活動の在り方に関する方針」と「町中学校部活動地域移行の在り方検討会」の動向を踏まえ、部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取組に関する事柄を示すことで、生徒にとって望ましい学校部活動の環境を構築するとともに、部活動が地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指すものである。

2 本校部活動の目的

- (1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりする。
- (2) 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に役立て、「生きる力」を育む。
- (3) 体力の向上や健康の保持増進はもとより、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや文化に親しむ楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する資質や能力を育てる。

3 部活動の設置

- (1) 次の運動部及び文化部を設置する。（※「男女」は混成での大会出場ができる部活動）
 - ① 軟式野球（男女）
 - ② ソフトボール（女子）
 - ③ ソフトテニス（男子）
 - ④ 卓球（男子）
 - ⑤ 卓球（女子）
 - ⑥ バレーボール（男子）
 - ⑦ バレーボール（女子）
 - ⑧ 剣道（男子・女子）
 - ⑨ 吹奏楽（男女）

(2) 廃部について

吉野ヶ里町の令和 8 年度以降の中学校部活動の在り方検討会で協議中である。

4 部活動参加の手続き

- (1) 部活動への加入は任意とする。ただし、部活動は意義のある活動であることから積極的に加入を推奨する。
- (2) 退部を希望する生徒は、顧問に申し出て十分に話し合う。また、顧問、校長、教頭、学級担任、部活動主任で今後の指導方針を協議する。その後、保護者の意向を確認の上、退部願を渡し必要

事項を記入後、顧問に提出し、校長に退部承認をもらう。

- (3) 転部を希望する生徒は、退部の手続きを済ませ、部活動主任より入部届けをもらい、顧問に提出する。

5 部活動の運営

(1) 活動について

- ① 顧問（部活動指導員）は、生徒の活動中、生徒とともにその場に臨むことを原則とする。ただし、校内での会議・指導等で、立会ができない場合は、安全な活動内容となるよう顧問が計画し、活動内容を部の中心者（部長）に確実に連絡するとともに、事故の未然防止について指導を行う。
- ② 出張など、顧問（部活動指導員）が不在の場合は、活動しない。特に活動する必要があるときは、同じ場所で活動している他の部活動の顧問（部活動指導員）に依頼し、その旨を学校長（教頭）まで連絡する。
- ③ 活動中に雷鳴がなったら、平成30年6月14日付の佐県中体連第80号佐賀県中学校体育連盟の通知「佐賀県中学校体育連盟主催大会における落雷事故の防止対策について」のとおり、対応する。（活動中に雷鳴がなったら、すぐに活動を中止し屋内に避難させる。）
- ④ 高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場合には屋外の活動を原則として行わない等の対策を講じる。

(2) 練習場、部室・更衣室の管理について

- ① 各顧問で戸締りを確認する。また、忘れ物の確認もする。
- ② 各部の鍵は練習後、職員室に戻す。

(3) 休養日の設定について

- ① 週当たり2日以上休養日を設ける。
- ② 毎月第3日曜日（「県下一斉部活動休養日」）を休養日とする。
- ③ 学期中、平日の水曜日（「吉野ヶ里町内統一部活動休養日」）を休養日とする。
- ④ 平日に少なくとも1日を休養日とする。
- ⑤ 土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。
- ⑥ 大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。
- ⑦ 学校閉庁日は休養日とする。

(4) 練習について

- ① 平日は、長くとも2時間程度とする。
- ② 完全下校15分前には活動を終了する。部活動終了後、顧問は下校指導を行う。
- ③ 完全下校時刻は月ごとに決定する。【別紙1】
- ④ 休業日（学期中の週末含む）は長くとも3時間程度とする。

(5) 大会参加について

- ① 校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査の上、参加の可否を判断する。
- ② 校長は、土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないよう考慮する。

(6) 早朝練習・延長練習について

- ① 早朝練習、延長練習については、九州・全国大会への予選となる大会、県中学校総合体育大会の競技力向上枠を決定する大会の他、県中学校総合体育大会の前に校長の判断により実施することができる。文化部については上記の大会に相当するコンクール等とする。保護者会からの要望を受け、顧問が必要と判断した場合、顧問が校長に部活動許可申請書【別紙2】を提出し、許可を受けた場合に実施できる。
 - ② 活動期間は大会前2週間以内とし、早朝練習は7:15～7:45の間に行う。課後の延長期間の下校は、保護者送迎とする。
- (7) 活動計画について
- ① 顧問は年間活動計画を作成し、年度初めに校長へ提出する。
 - ② 顧問は毎月25日までに翌月の活動計画を校長へ提出する。変更がある場合は必ず連絡を行うこと。また、翌月2日までに前月の活動実績を校長へ提出する。
- (8) 顧問配置について
- ① 校長は顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。
 - ② 校長は生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員を活用するなど、複数の顧問を配置するよう努める。
 - ③ 顧問・副顧問の区別はしない。(顧問同士で臨場指導等の分担を行う。)
- (9) その他
- ① 顧問は、年度始め(新入生は入部直後)に生徒に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。
 - ② 顧問は、保護者会で保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。
 - ③ 顧問は、部活動の実施に当たっては、「ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - ④ 顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。
 - ⑤ 校長は、運動部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

【別紙 1】

＜完全下校時刻＞ 学校等施設利用の最終時間

月	前半(1日～15日)	後半(16日～31日)
4	18:15	18:15
5	18:15	18:15
6	18:15	17:15
7	17:15	17:15
8	16:35	夏季休業 16:35
		8/25～ 18:00
9	18:00	18:00
10	17:30	17:30
11	17:10	17:10
12	17:05	17:10
1	17:15	17:30
2	17:30	17:50
3	18:10	18:00

【別紙2】

部活動（ 早朝練習・延長練習 ） 許可申請書

吉野ヶ里町立東脊振中学校

校 長 様

令和 年 月 日
部名 []
顧問 []
保護者会長 []

大会が 月 日（ ）に開催されます。
練習時間確保を保護者会と協議の上、（ ）練習を申請します。

- 1 練習には必ず顧問がつきます。
- 2 部員の参加は強制ではなく、生徒の自主的参加とします。
- 3 保護者に連絡し、許可を得ています。
- 4 活動の期間を守ります。（大会前2週間）
- 5 時間を守ります。（始めの時間と終わりの時間）
※早朝練習 7:15~7:45
※1日最大2時間まで（例：平常6時間の場合 18:15 下校）
- 6 生徒会、学級などの仕事を優先させます。
- 7 学業に支障がないようにします
- 8 生徒の健康面に十分に配慮します。

以上のことを遵守しますので、下記の期間・時間帯での練習を許可していただきますようお願いいたします。なお、約束が守れないときには、練習を直ちに中止します。

期 間 ： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

時 間 ： 時 分 ～ 時 分

令和 年 月 日

以上の申請を許可します。

校長

